

じょうほう ていきょう し じょうほう え
情報の提供など … 知りたい情報を得ようとするときは

- 行きたい所へ行くのに交通手段などの説明が受けられます。
- 障害に合わせて、イラストや写真などを使ったわかりやすい説明が受けられます。



ふきんとうたいくろ
不均等待遇とは…こんなことはありませんでしたか？

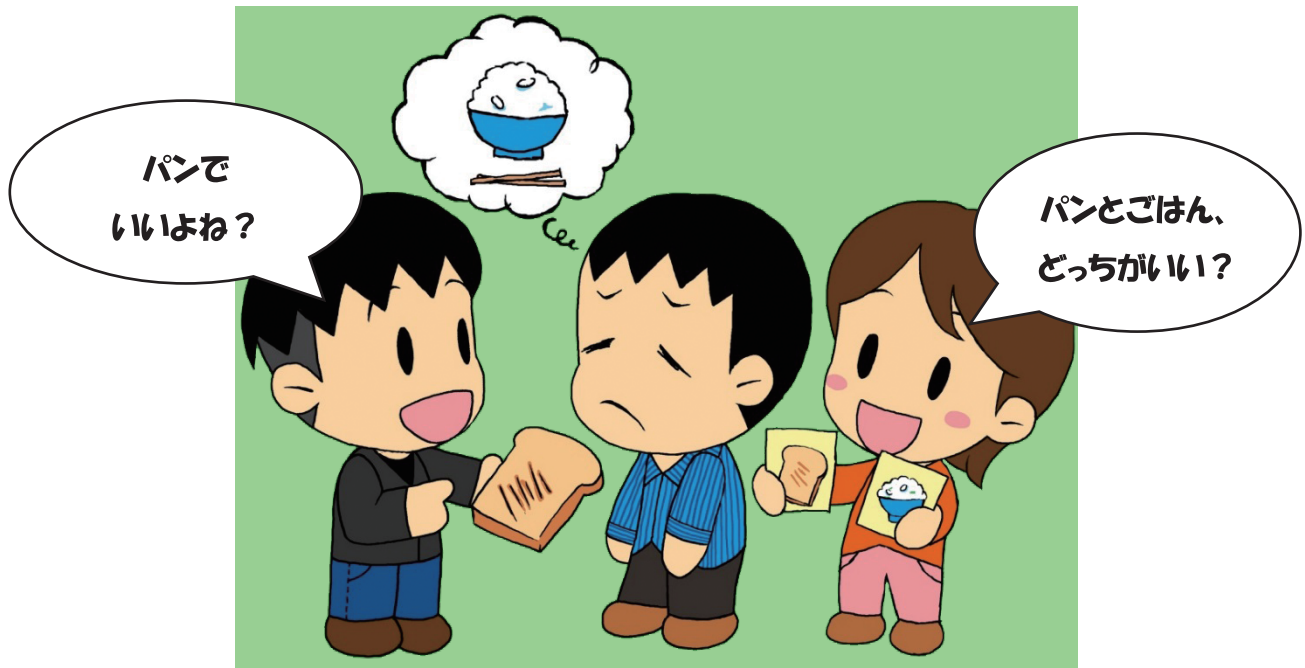
- ① 「障害があるから理解することが難しい」と思われて、情報を教えてくれなかった。
- ② 「使い方を理解するのは難しいだろう」と、説明してくれなかった。
- ③ 「障害があるから」と、交通ルートを説明してくれなかった。

ごうりてきはいりょ れい もと
合理的配慮の例…こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① 役場の手続きなどで専門的な用語がわからないときは、わかりやすく説明してもらえる。
- ② 資料には理解しやすいよう、写真・ふりがななどを入れてくれるよう求めることができる。
- ③ 理解しやすいホームページ作りを求めることができる。
- ④ 情報を得られるよう、情報機器を用意または提供してくれるよう求めることができる。

いし ひょうじ 意思の表示など … きも つた あなたの気持ちを伝えたいときは

- あなたの気持ちを伝えるときは、コミュニケーションボードや絵カードを使うことができます。
- 行政機関（ぎょうせいきかん 県庁や市役所、けんちょう 町役場など）の窓口などでは、障害の特性に合わせて きも 気持ちを伝えやすい方法で つた 対応してくれます。



ふざんとうたいぐう 不均等待遇とは・・・こんなことはありませんでしたか？

- ① きも 気持ちを伝えるときに、つた 特定のやり方しか認められず、とくてい かわりのやり方 かた を認め みと てくれなかった。
- ② まどぐち 窓口において、なに あなたが何を希望しているかわからないと言って、い 話を聞いてもらえ はなし なかったり、しえん 支援する人と ひと 一緒に いっしょ くるよう い 言われた。

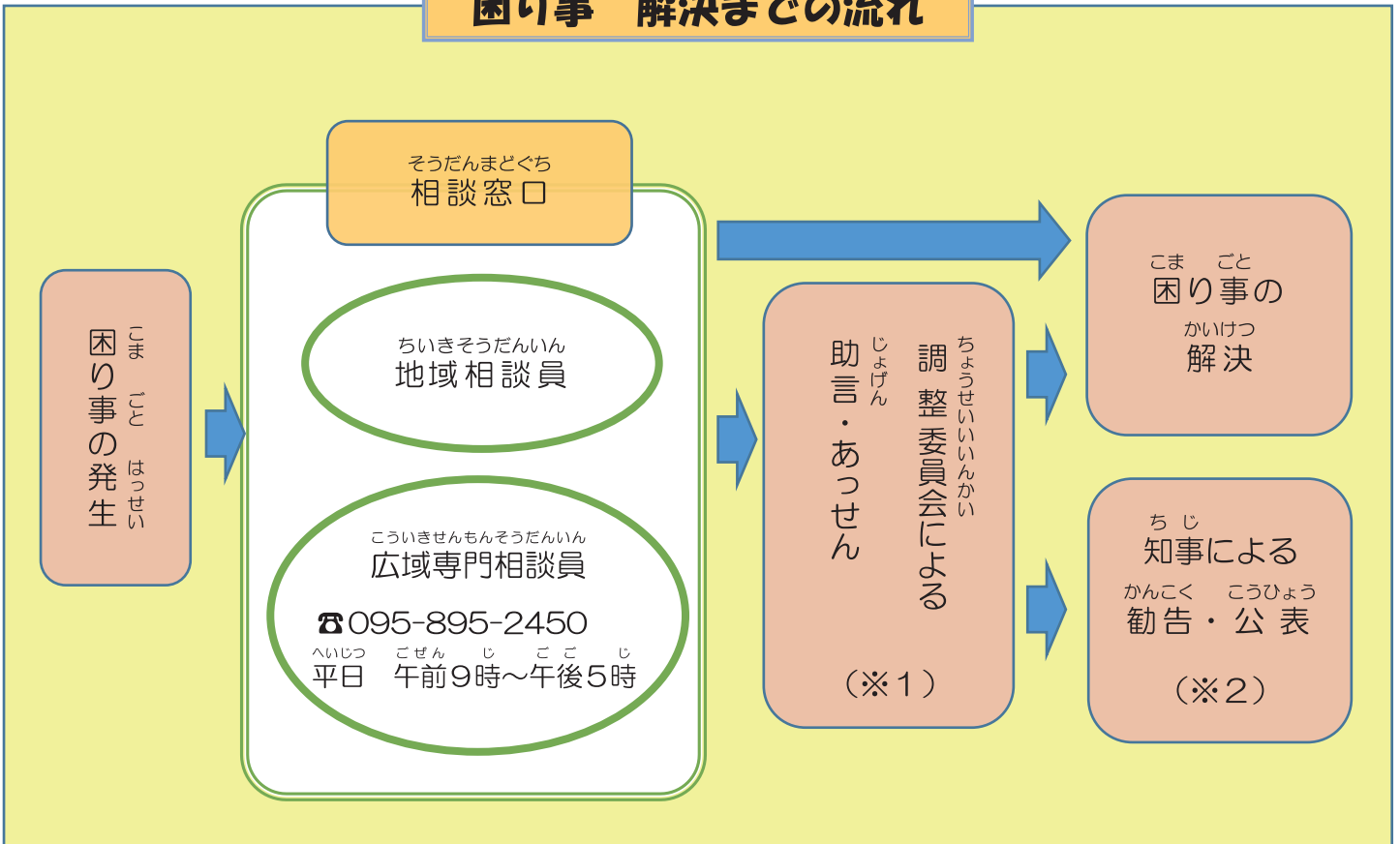
ごうりてきはいりょ れい 合理的配慮の例・・・こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① かいぎ 会議であなたの おも 思いを つた 伝えられるよう、きぼう 希望すれば しえんしゃ 支援者の どうせき 同席 みと を認めてもらえる。
- ② ぎょうせいきかん 行政機関の まどぐち 窓口では、しょうがい 障害の とくせい 特性を りかい 理解した たいおう 対応で、いけん 意見を き 聞いてもらえる。

こま そうだんまどぐち
★困ったときの相談窓口

あなたの身近な地域相談員さん、支援員さん、または「広域専門相談員さん」（県庁の
しょうがいふくしか こま こと はな
障害福祉課）に、困り事を話してください。

こま こと かいけつ なが
困り事 解決までの流れ



メモ

さべつ かん こま ごと そうだんいん あいて ひと はな あ かいけつ
差別に関する困り事は、あなたと相談員さん、相手の人との話し合いで解決します。

かいけつ むすか そうだん ちょうせいいいんかい はな あ こま ごと かいけつ
解決が難しい相談は、「調整委員会」で話し合いをして、困り事を解決します。

もんだい かいけつ さべつ ひと たい ながさきけん ち し
しかし、それでも問題が解決しないときには、差別をやめない人などに対して、長崎県知事が

さべつ ぶんしょ だ もんだい かいけつ
差別をやめるよう文書を出したりして問題を解決します。

※1 助言・あっせんとは？

ないよう ちょうさ さべつ ひとまた あいて ひと かいけつ ほうほう しめ
内容を調査して、差別された人又はその相手の人のどちらかに解決の方法を示すことを

じょげん りょうほう かいけつ ほうほう しめ
「助言」、その両方に解決の方法を示すことを「あっせん」といいます。

※2 勧告・公表とは？

ちょうせいいいんかい じょげん
調整委員会の「助言・あっせん」を

う い ひと う い
受け入れない人に、受け入れるように

かんこく
いうことを「勧告」といいます。

かんこく う したが
「勧告」を受けたのに、それに従わ

さべつ ないよう けんみん し こうひょう
ないときに差別の内容などを県民に知らせることを「公表」といいます。



メモ



イラスト：佐世保市手をつなぐ育成会 高増和彦さん

★条例の誕生まで

この条例は、県内の障害者関係団体等（現在：長崎障害フォーラム）で構成される

「長崎県障害者差別禁止条例（仮称）制定推進協議会」において素案が検討され、

「県議会条例制定検討協議会」が検討を引き継ぎ、議員提案条例として可決成立した

ものです。

可決成立 平成25年5月22日 全面施行 平成26年4月1日

このパンフレットは、障害のある人が自分のことは自分で決められるように、わかりやすい

表現を使って長崎県障害福祉課と、長崎県手をつなぐ育成会が協力して作成しました。

なお、条例の具体的な内容・解釈については、「逐条解説」として、長崎県庁ホームページ

で見ることができます。

■長崎県障害福祉課

TEL 095-895-2450 FAX 095-823-5082

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

ホームページ [平和な長崎県づくり条例](#)

[検索](#)

■長崎県手をつなぐ育成会

TEL 095-846-8730 FAX 095-846-8738

〒852-8104 長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター県棟4階408号